

大都市税財政制度・都市問題等特別委員会調査報告書（案）

令和5年 月 日

熊本市議会議長 原 亨 様

大都市税財政制度・都市問題等特別委員会委員長 大石 浩文

熊本市議会会議規則第102条の規定に基づき、本委員会の付議事件に関する調査結果を下記のとおり報告します。

記

1 本委員会の設置目的（付議事件）

大都市における税財政制度及び都市問題に関する調査

2 調査の経過及び調査結果

別紙のとおり

以上

別紙

調査結果（大都市税財政制度・都市問題等特別委員会）

1 委員会の構成

委員長	大石 浩文						
副委員長	田上 辰也						
委員	古川 智子	吉田 健一	平江 透	荒川 慎太郎			
	光永 邦保	福永 洋一	井本 正広	小佐井 賀瑞宜			
	田中 誠一	藤山 英美					

2 調査の経過

(1) 令和元年5月15日（第1回）

令和元年第1回臨時会において本特別委員会が設置された後、正・副委員長の互選を行った。

(2) 令和元年7月1日（第2回）

ア 議題

- ・指定都市の「令和2年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について
- ・指定都市の「令和2年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について
- ・本委員会の調査項目について

イ 議事概要

- ・関連項目として、令和2年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）及び令和2年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）に関し、執行部（順に政策局政策企画課、財政局財政課）の説明を聴取した後、本委員会の調査項目及び進め方について協議した。
- ・次の①～④を本委員会の調査項目と決定し、①、②は国への要望のスケジュールに沿って適時調査を進め、③、④のうち、まずは③の大都市における税財政制度の研究から調

査を進めることとした。

- ①国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）に関する事項
- ②大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）に関する事項
- ③大都市における税財政制度の研究
- ④本市の指定都市移行の効果と課題に関する調査

(3) 令和元年9月27日（第3回）

ア 議題

- ・指定都市の「令和2年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について
- ・大都市における税財政制度の研究について
 - ▶ 自主財源の確保に向けて（市税の状況）

イ 議事概要

- ・令和2年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について執行部（財政局財政課）の説明を聴取し、質疑を行った後、大都市における税財政制度の研究として、本市における自主財源の確保に向けた市税の状況について、執行部（財政局財政課）の説明を聴取し、質疑を行った。

【主な意見等】

- ・都市計画事業の整備率を考慮しても、本市の都市計画税の税率は他都市と比べ著しく低い。また、市街化調整区域では、集落内開発制度で宅地化が進み、都市計画道路、大型のバイパス、下水道の整備まで行われている実態でありながら、都市計画税が課税されていない。自主財源が他都市と比べ極めて低い本市の状況を鑑みれば、市民にしっかりと説明を行い、理解を得ながら、積極的な取組をお願いしたい。
- ・都市計画における線引きについては、人口の実態にあわせた見直しが必要ではないか。
- ・収納率の向上については本市もこれまで様々な取組を行ってこられたにもかかわらず、現状が指定都市で最下位だということをしっかり受け止めていただき、具体的な数値目標を定め、達成に向けた進行管理を行いながら、しっかりと取り組んでいただきたい。
- ・宿泊税の導入について、宿泊客等への影響を踏まえつつ、慎重に今後検討していただきたい。
- ・市税確保のためには、経済対策等、課税標準額の拡大に向けた取組が必要であり、財政

部門だけの問題に留まらない。部局横断的な自主財源確保のための研究会の開催や分析資料の共有に取り組んでいただきたい。

(4) 令和元年12月16日（第4回）

ア 議題

- ・大都市における税財政制度の研究について
 - ▶ 都市計画税の見直しに向けて

イ 議事概要

- ・都市計画税の見直しについて執行部（財政局財政課）の説明を聴取し、質疑を行った。

【主な意見等】

- ・都市計画税は都市計画事業に充当する目的税であるが、一般財源化されており、使途がわかりにくい。その使途については今後具体的に示していただきたい。また、受益者負担、公平性の観点から、対象事業かどうか区別し、整理することについても、課題として検討していただきたい。
- ・市税を上げるには大変難しいところもあるが、市税の使途としては何百億円といった数字が出される。収支について考えていただきたい。
- ・パブリックコメントがふさわしくないにしても、都市計画税の見直しについて何らかの形で市民に丁寧に説明をすることは必要である。また、いきなり0.2を0.3に見直す点にも問題があり、まず0.25ぐらいにすることなど、丁寧な対応をお願いしたい。
- ・市民に新たな負担を求めるからには市の努力が最も必要であり、収納率の体制強化とともに職員の努力が必要である。

(5) 令和2年6月9日（第5回）

委員長の辞任に伴い、委員長の互選を行った。

(6) 令和2年6月19日（第6回）

ア 議題

- ・指定都市の「令和３年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について
 - ▶ 「GIGAスクール構想」実現に向けた制度の充実について
 - ▶ 下水道事業における国土強靱化等のための財源の確保について
- ・指定都市の「令和３年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について

イ 議事概要

- ・令和３年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）及び令和３年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について執行部（順に政策局政策企画課、財政局財政課）の説明を聴取し、質疑を行った後、関連項目として、令和３年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）の個別項目中、「GIGAスクール構想」実現に向けた制度の充実、下水道事業における国土強靱化等のための財源の確保の２点について執行部（順に教育委員会教育センター、上下水道局計画調整課）の説明を聴取し、質疑を行った。

【主な意見等】

- ・タブレット端末は準備が出来次第、少しずつ導入していくということであったが、中３や小６に対しては、なるべく早く整備をしていただきたい。
- ・タブレット端末導入に際し、家庭に様々な負担を強いることがないようお願いしたい。
- ・上水道に比べ下水道の劣化は大きい。国による支援で不足する費用の全てを、使用料で賄うことはできず、借入金、起債を活用せざるを得ないが、その場合は、将来の市民とのバランスも考慮しながら推進していただきたい。

(7) 令和２年９月２３日（第７回）

ア 議題

- ・指定都市の「令和３年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について
 - ▶ 新型コロナウイルス感染症による市税への影響について（試算）

イ 議事概要

- ・令和３年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について執行部（財政局財政課）の説明を聴取し、質疑を行った。

【主な意見等】

- ・臨時財政対策債については、議会としてもしっかりと要望していきたい。

(8) 令和２年１２月１７日（第８回）

ア 議題

- ・大都市における税財政制度の研究について
 - ▶ 指定都市の特性について～熊本市との比較～
 - ▶ 市税収納率の向上に関する取組について

イ 議事概要

- ・指定都市の特性及び市税収納率の向上に関する取組について執行部（順に財政局財政課及び同局納税課）の説明を聴取し、質疑を行った。

【主な意見等】

- ・特別支援学校費について、本市も指定都市になって以降、やっと全国平均になった。さらに支援に力を注いでいただきたい。
- ・インフラ整備は他の指定都市と比べるとまだ相当遅れている。駅前整備や渋滞解消など根本的な政策は早急に取り組んでいただきたい
- ・熊本市は集中治療室の病床数や大学学生数などが指定都市の平均より高く、この特長を活かした政策、また、市のPRをもっと積極的にしていただきたい。一方で地域内GDPは指定都市で低い水準にあり、これは力を入れなくてはならない部分になるので、しっかり取り組んでいただきたい。
- ・資料において、土木費、民生費など、費目ごとの年次推移を明らかにすることについて検討していただきたい。
- ・市税収納率の数値目標については、令和５年度における指定都市１０市の平均値の９８．６％に達するよう定め、その途中の段階については、平均値を取ったということであるが、その後の全国平均の動向や新型コロナウイルス感染症の影響も含め、その都度精査すべきである。

- ・収納業務の民間委託に当たっては、トラブル回避のため、研修等も含めてきちんとスキルの伝承をしていただきたい。
- ・市税収納率の目標値について、税目ごとの比較検討など分析ができるような一覧表を整理していただきたい。
- ・静岡では県と市町村が協議会を作り、滞納額の圧縮のための組織的な対応に取り組まれている。本市も県と連携はされているが、協議会はない。少しでも追いつくよう頑張っていたいただきたい。
- ・コロナ禍の影響により、経済に対する影響が非常に甚大な状況が続いており、当面このような状況が継続することが見込まれる中、感染症の収束と経済の復興後を想定した税制の将来像も描いておかなければならない。例えば他都市では宿泊税の導入など、法定外税の研究も進んでいるが、執行部において法定外税の制度や徴収事例などについて、取りまとめご報告をお願いしたい。

(9) 令和3年2月26日（第9回）

ア 議題

- ・大都市における税財政制度の研究について
 - ▶ 法定外税の制度と導入事例について
 - ▶ 市税収納率に関する分析について

イ 議事概要

- ・大都市における税財政制度の研究に関し、法定外税の制度と導入事例及び市税収納率に関する分析について執行部（順に財政局税制課及び同局納税課）の説明を聴取し、質疑を行った。

【主な意見等】

- ・自主財源の最も多くを占める市民税については、これまでも滞納整理をぎりぎりのところまで進めていただいていると思うが、これまで通りという意識ではいけない。生活保護や集金体制、請求の仕方を含め、しっかり考えていただきたい。
- ・法人税については、法的措置を含めた積極的な取組がなければ収納率の向上は実現しない。チーム一丸となって頑張っていたいただきたい。
- ・新たな税の導入については、導入時期を含め慎重な検討が必要との報告は妥当であり、コロナ禍の後に増税という機運となろうが、国と地方が同時に増税や新たな税を導入す

れば、経済は下火になると思われ、その意味で、新たな税の導入のためには国との調整がかなり重要になる。今後、国との会合の際には、コロナ後の増税はやめてください、地方の自立に任せてくださいという勢いで臨んでいただきたい。

- ・自主財源はだいたい決まっているし、収納率も高いと思うので、大胆な行財政改革が必要である。税収が落ち込んで厳しい中で、この窮地を救うのは財政にかかっている。

(10) 令和3年6月15日（第10回）

ア 議題

- ・指定都市の「令和4年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について
 - ▶ 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画について
 - ▶ 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」中間報告について
- ・指定都市の「令和4年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について

イ 議事概要

- ・令和4年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）及び令和4年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について、また、関連項目として、地球温暖化対策実行計画及び多様な大都市制度実現プロジェクト中間報告について、執行部（順に政策局政策企画課、財政局財政課、環境局環境政策課及び政策局政策企画課）の説明を聴取し、質疑を行った。

【主な意見等】

- ・多様な大都市制度実現プロジェクトにおける特別自治市制度に関しては、課題が多く、現時点では非現実的との思いも否めない。結局最終的に町をつくる時に必ず出てくるのは自治権の問題と財源の問題になる。財源については、国に対してこの20年、30年で削減してきたものを全部戻せというぐらいの提言を市長はしていくべきである。また自治権について、資料では諸外国の都市との比較がされているようだが、諸外国といえど、地政学的な違いがあることを理解した上で、最終的に住民の自治がどうあるべきかということまで含めて検討し、今後ご提言いただきたい。
- ・平成24年の指定都市移行後10年目を迎える節目の年になる。移行によってどう変わったのか、何がよかったのか、何が不都合だったのかといった検証を行う必要がある。資料を取りまとめご報告いただきたい。

(11) 令和3年9月24日（第11回）

ア 議題

- ・指定都市の「令和4年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について
- ・本市の指定都市移行の効果と課題に関する調査について
 - ▶ 指定都市移行後の検証について
 - ▶ 指定都市移行後の決算の推移について

イ 議事概要

- ・令和4年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について執行部（財政局財政課）の説明を聴取し、質疑を行った後、本市の指定都市移行の効果と課題に関する調査（指定都市移行後の検証）の進め方について協議を行った。
- ・指定都市移行後の検証の今後の進め方については、次の4つの検証項目を中心に検証を進めることが決定された。
 - ④－1 財政状況に関する検証（例）決算状況歳入・歳出状況の推移 等
 - ④－2 権限移譲に関する検証（例）県から移譲された事務権限の状況 等
 - ④－3 区役所機能に関する検証（例）区役所組織の変遷 等
 - ④－4 都市イメージに関する検証（例）観光客数・宿泊客数の推移 等
- ・指定都市移行後の検証④－1 財政状況に関する検証として、指定都市移行後の決算の推移について執行部（財政局財政課）から説明を聴取し、質疑を行った。

【主な意見等】

- ・地方交付税については、20年前からの国の改革により、20兆円台がどんどん目減りし、令和2年度で16兆円台、今年度が17.4兆円台という状況にある。国への要望にあたっては、もともとの20年前の水準まで戻すぐらい強く、提言を行っていただきたい。
- ・指定都市移行に伴う権限移譲により業務量も増加していると思うが、職員数は指定都市になってどのぐらい増加しているのか。局ごとの人数の推移をお示しいただきたい。
- ・自主財源が少ない問題に関し、媒体広告料、ネーミングライツなど本市における取組についてお示しいただきたい。
- ・新型コロナウイルスの影響によって活動自体がほとんどできていない老人会の補助金を削減しようかという話が聞こえてきている。それなりに工夫して支出しているところも

あり、削減して欲しくないという思いがある。

- ・コロナ禍の影響の客観的な把握について、リモートになって成果が上がった事業もあれば、ダメージを受けた事業もあり、一度きちんと分析し、まとめていただきたい。
- ・指定都市移行後の検証に当たっては、市民に対する行政サービスの視点というところでの検証が必要であり、今後そういった視点の資料もご提出いただきたい。指定都市移行に反対されてきた方たちもいらっしゃる中で、最終的には、指定都市になってよかった・悪かった点というところも含めて、きちんと総括しなければならない。いずれは指定都市移行10年を迎えましたが、行政に対する満足度はいかがですかといった市民アンケートなども実施していただきたい。

(12) 令和3年12月16日（第12回）

ア 議題

- ・指定都市の「令和4年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について
 - ▶ 指定都市の特性と財政需要について～熊本市との比較～
 - ▶ 広告事業の取組について
 - ▶ 指定都市移行後の職員数推移について
- ・本市の指定都市移行の効果と課題に関する調査について
 - ▶ 指定都市移行に伴う権限移譲について

イ 議事概要

- ・前回の本委員会で委員から要望があった指定都市の特性と財政需要、広告事業の取組及び指定都市移行後の職員数推移について執行部（順に財政局財政課、同局資産マネジメント課及び総務局人事課）の説明を聴取し、質疑を行った後、指定都市移行後の検証④－2として、指定都市移行に伴う権限移譲について執行部（政策局政策企画課）の説明を聴取し、質疑を行った。

【主な意見等】

- ・指定都市の特性、本市との比較において、改めて集中治療室病床、大学学生数が多いという本市の優位性が確認された。これを今後の政策にいかに結びつけていくかよく考えていかなければならない。また、これからの問題として12時間平均交通量は20指定都市中13番目であり、渋滞は3大都市を除いて指定都市ワーストワン、というのが本

市の状況である。T S M Cの熊本市進出が発表され、県の方もJ Rの見直しといった発表をされているが、本市も対応していかなければならない。特に道路関係は重要であり、今取り組んでいる交差点の改良など、ピッチを上げて進めていただきたい。

- ・ 広告事業について、様々な課題はあると思うが、潜在的に使用価値を有するものがあると思う。ぜひ研究を前向きに進めて、少しでも収入があがるように取り組んでいただきたい。
- ・ 職員数について、民間委託なども活用しながら必要な人員を確保しているということだが、質の担保とコスト削減の効果は重要である。委託に当たっては、管理を怠らず、質の担保をお願いしたい。
- ・ 電算化費用の増加が、仕事、職員数減少につながるのではないかと考えていたが、職員定数はあまり変わっていない。職務の複雑化といった事情もあると思うが、必要以上に仕事を増やしているという点もあるのではないかと。国にも思うことではあるが、政策変更は、誰でも分かりやすく、シンプルにできればお願いしたい。
- ・ 人事課13名の限られた人員で6000人の市職員全てに目が行き届いているのかが気になる。本当の意味での適材適所の配置について、慎重に進めていただきたい。
- ・ 委託の場合、予算決算の中の項目が委託費という1本で終わってしまっている状況がある。どうしても扱いとして委託費としてしまえば、もうそれ1本で済むというふうな見え方になる。その点の検証も進めていただきたい。
- ・ 指定都市移行当時に権限移譲を受けたのが317事務ということだが、現在どれだけあって、さらにどこまでいくのかについても整理の上示していただきたい。
- ・ 資料作成に当たっては、事務権限の移譲に伴い財源がどれだけ増えたかについても反映していただきたい。
- ・ 権限移譲を受ける場合には、その財源の中身、内訳を詳しく精査する体制の構築をしっかりと行っていただきたい。
- ・ 権限移譲後の運用の仕方について県とよく協議をしていただきたい。例えば、飲食店に対する補助金などは、本市だけで決めた方が確かに速度は速いが、きちんと話し合って一本化してやった方が、もっと効率的であったと思う。
- ・ 国との関係でも、本市の権限でできる事務として法令上認めていただくといった国に対するアクションを大いに起こしていただきたい。
- ・ 教職員の任命権限が本市に移譲されているため、教職員の採用について県との競合が生じる。本市として新しい取組をしっかりと明確に出し、本市で教育に携わりたいというような若い方を増やしていただきたい。
- ・ 今後の検証の際には、当然デメリットも含めて検証が必要である。把握しているデメリットについても、次回から御提示いただきたい。
- ・ 本委員会での指定都市移行後の検証では、現状と成果、そして課題を明確にすることが必要と思う。権限移譲に伴うデメリットはなかったという答弁もあったが、デメリット

なり今後の課題があることを認識していただき、説明資料についても、成果として単に市民サービスが向上したといった記載ではなく、中身的にはどうだったかの検証ができるよう書きぶりとするよう検討していただきたい。

(13) 令和4年3月23日（第13回）

ア 議題

- ・本市の指定都市移行の効果と課題に関する調査について
 - ▶ 指定都市移行による財政影響について
 - ▶ 指定都市移行後の権限移譲について
 - ▶ 区役所機能について

イ 議事概要

- ・前回の本委員会で委員から要望があった指定都市移行による財政影響及び指定都市移行後の権限移譲について、並びに指定都市移行後の検証④－3として区役所機能に関する検証について、執行部（順に財政局財政課、政策局政策企画課及び文化市民局地域政策課）の説明を聴取し、質疑を行った。

【主な意見等】

- ・まちづくりセンターが平成29年からできた、土木センターが令和3年から区ごとに分かれた、総合出張所がまとめられたなどとの説明だが、どうしてそうなったのか、それでよかったのか、そういう検証が必要である。その都度議論してきたと思うので、一度整理・検証して報告していただきたい。
- ・地域担当職員が令和2年度までに受けた要望相談件数約5,000件の内容についてご報告いただきたい。また、そうした課題を通した中で、市民のニーズに对应されているのかということを、もう1度検証していただきたい。
- ・前回の委員会で、デメリットを含めて資料をまとめていただきたいと要望したが、今回の説明資料では課題として、まちづくり支援機能に関する総括で3行、住民サービス機能に関する総括で2行のみである。それぞれに成果があり、同じように課題が何かしらあるのではないかと思う。この資料を見る限り、これだけの成果が上がりました、これだけやりましたということの報告にしかになっていない。課題についても考察された資料を提出していただきたい。
- ・区の重要課題について、この10年で、98件で約10億円を予算化したということだ

が、具体的にまとめて報告していただきたい。

- ・説明資料で課題として挙げられている項目について、課題の裏づけとなった事象、具体的に何をもってこれが課題と捉えられているのかについての指標が示されていない。例えば、自治会の組織率、防災の組織、防災訓練の実施回数などを区ごとにデータを取って、指定都市移行前よりこういうところが良くなった、しかし、まだこの点が不足しているので今後拡大していく、といった形でまとめていただきたい。
- ・まちづくり支援機能に関する課題として、市民や地域のニーズを具体的に把握する必要性や把握するためのシステムの必要性が挙げられる。また、各局との連携で頑張っています、いっぱい相談も受けますと報告されたが、まだまだ各局や担当部署との連携、情報の共有化は図られておらず、過渡期である。問題意識が低く、もう少し突っ込んで課題を明確にすべきである。
- ・この２年間、自治協などの会議も全く開かれていないようであり、なかなか地域の声が届きにくい状況の中で、まちづくりセンターの職員が相当苦勞しているということは、きちんと御理解を願いたい。
- ・まちづくりセンターができてから、地域担当職員が、地域に足を運び、共働する姿勢を多く垣間見ている。まちづくりの意識を高めるという意味でも、とても良い制度であり、相談等についてどこに頼ればいいのか分からないという状況の中で、まちづくりセンターの職員がてきぱきと案内され、地域の皆さんは本当に感謝している。ゆくゆくは地域のお世話してもらえないかといった話もあがっている。
- ・まちづくり推進経費について、予算がもう少しあれば、面白い取組もできるのではないかな。
- ・全体的に、課題も含め、将来的に、この熊本市と区割りといったところが本質的にちゃんと上質なものになるかということは、この１０年をきっかけに考えていかなければならない。現在の区割りを変更するという目的ありきではなく、実際にその線引きによって困られている方がどの程度いるのか、何に不便を感じているのかなど、できるだけ実情が上がってくるような市民アンケートをしていただきたい。
- ・市民アンケートについて、各区が各区民に実施するものとは別に市全体として１０年目の総括が必要である。市民満足度の調査も含め、いろいろな意見や設問を加えたものをもって、きちんと総括していただきたい。

(14) 令和４年６月２８日（第１４回）

ア 議題

- ・本市の指定都市移行の効果と課題に関する調査について
 - ▶ 区役所機能について

- ・指定都市の「令和５年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について
- ・指定都市の「令和５年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について

イ 議事概要

- ・前回からの継続事項である区役所の機能について、並びに令和５年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）、令和５年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について、執行部（順に文化市民局地域政策課、政策局政策企画課及び財政局財政課）の説明を聴取し、質疑を行った。

【主な意見等】

- ・まちづくりセンターの取組については一定の評価をしているが、公園の除草計画や傷んだ道路の改修などについて、すぐに対応できるのか、また何年かかるかなど、尋ねられた際に地域担当職員がきちんと答えられるような情報の共有化を図っていただきたい。
- ・地域担当職員のスキルアップについて。地域の要望・相談の情報はボトムアップされていると思うが、対応の結果だけではなく、取組の経過、ノウハウの蓄積とその伝承が必要だと思う。こうやって苦労して地域と連携してこういう改善が図られたとか、できなかったこと、失敗したことも含めて、事例をきちんとまちづくりセンターの職員向けの研修で下していただきたい。
- ・データを集積、分析することにより、取組の検証につなげていくことが必要である。今回、参考資料として自治会の加入率について指定都市間の比較が添付されているが、これを資料に取り込み検証を行う形が理想と思う。
- ・少し未来の話になるかもしれないが、地域における情報共有の在り方についてイメージしておくことが大事である。災害時や平時で、区役所で共有すべき情報が何か、収集の方法や情報の利用方法など、これからの検討の中にぜひ入れていただきたい。
- ・地域担当職員のみならず我々議員も地域の問題解決に議員活動を行っており、地域の代表である議員とももっと連携を取っていただきたい。
- ・説明資料では、区役所機能に関する今後の取組として、市民アンケート等の実施と記載されているが、これまで要望してきた市政全般に関するアンケートの実施についても、ある程度概要が見えてきたら情報を共有していただきたい。
- ・まちづくりセンターは、何かあったときの市役所の組織の弾力性、抗堪性を保つための役割を担っており、そこで働く職員も、単にまちづくりというだけではなく、いざというときに何でも対応できなければならない。人材育成のところから、そういう優秀な人達を集めるよう取り組んでいただきたい。

- ・国や政党への要望活動については、要望の後、府省や政党の判断、回答はどうだったのかということも含めて取り組むべきである。国の対応はどうだったことについて、今後何らかの対応を求めていくことについても、他の指定都市と一緒に協議を進めていきたい。我々も政党に働きかけていきたい。
- ・自主財源としての宿泊税の導入について、負担感のない税としては非常に検討に値するものではないかと思っているので、ぜひ検討いただきたい。

(15) 令和4年9月29日（第15回）

ア 議題

- ・指定都市の「令和5年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について
- ・本市の指定都市移行の効果と課題に関する調査について
 - ▶ 都市イメージ向上に関する検証について

イ 議事概要

- ・令和5年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について、執行部（財政局財政課）の説明を聴取し、質疑を行った後、指定都市移行後の検証④－4として都市イメージ向上に関する検証について、執行部（政策局政策企画課）の説明を聴取し、質疑を行った。

【主な意見等】

- ・TSMCの進出で熊本県としては可能性が広がっているところであり、本市としてもこのチャンスをぜひ最大限に生かしていただきたい。
- ・企業立地や交流人口の増加によって、経済波及効果としてどれだけプラスになったのか。企業立地が進みましたという数字だけでなく、そのことによる効果についてもきちんと分析していただきたい。
- ・本市がバランスよく発展するためには、製造業の誘致は欠かせない。TSMCの進出はチャンスであり、TSMCがどのような形で立地するのか、絶えず情報収集して、県、周辺近隣市町村と一緒に企業誘致等に努力していただきたい。
- ・イメージ戦略について、本市の強みを分かりやすく発信していくことをぜひ検討していただきたい。
- ・都市イメージの向上として、建物の建築や企業誘致への投資だけでなく、投資の対象を

人、こども、そういったものにする概念も非常に大切になってくる。ぜひ子育てといったものに対する意識も高く持っていただきたい。

- ・本市の弱い部分に力を入れることは当然として、特徴的に本市が優れている部分の魅力をもってほかの部分を引き上げるという政策も必要である。医療が特に優れていることやたくさんの大学があることなど、本市の魅力を牽引力にしていきたい。

3 行政視察

令和2年1月22日（水）～1月24日（金）

- ・「市税の収納率向上対策」について（横浜市・静岡市）

令和4年7月26日（火）～7月28日（木）

- ・「グリーンボンド」について（川崎市）
- ・「クラウドファンディング型ふるさと納税」について（札幌市）

※令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により行政視察の実施を見合わせた。

4 調査結果

本委員会では、設置目的として掲げられた「大都市における税財政制度及び都市問題に関する調査」に関し、次の４点の調査項目について調査を進めた。

- ①国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）に関する事項
- ②大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）に関する事項
- ③大都市における税財政制度の研究
- ④本市の指定都市移行の効果と課題に関する調査

以下、各々の調査項目に沿って調査結果の概要を報告する。

(1) ①国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）に関する事項について

本提案は、大都市行政を推進する上で、国の理解・協力を得なければならない指定都市共通の事項について、毎年、指定都市市長・議長の共同提案としてまとめ、次年度政府予算案への反映に向けて７月から８月に、関係府省及び政党に対し要請行動を実施するものである。

各年度における要請項目は以下のとおりである。

引き続き国への要請活動を求めていくことが必要であるとともに、各要請項目の実現に向け、さらなる取組が求められる。

年度	提案事項	
令和 元年度	税財政・ 大都市制度 関係	1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
		2 大都市税源の拡充強化
		3 国庫補助負担金の改革
		4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
		5 多様な大都市制度の早期
	個別行政 分野関係	6 子ども・子育て支援の充実
		7 インフラ施設の長寿命化対策
		8 学校における働き方改革の推進
		9 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立
		10 義務教育施設等の整備促進
		11 子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策

		1 2	介護保険制度の見直しと財政措置の拡充
		1 3	下水道施設の改築への国費負担の継続及び国土強靱化のための財源の確保
		1 4	福祉・保健・医療人材確保の施策の充実
		1 5	生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置
令和 2 年度	緊急案件		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動維持の両立に向けた対応
	税財政・ 大都市制度 関係	1	真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
		2	大都市税源の拡充強化
		3	国庫補助負担金の改革
		4	地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
		5	多様な大都市制度の早期実現
	個別行政 分野関係	6	子ども・子育て支援の充実
		7	「G I G Aスクール構想」実現に向けた制度の充実
		8	インフラ施設の長寿命化対策
		9	子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策
		1 0	医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立
		1 1	介護保険制度の円滑な実施
		1 2	学校における働き方改革の推進
		1 3	義務教育施設等の整備促進
		1 4	下水道事業における国土強靱化のための財源の確保
		1 5	生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置
令和 3 年度	新型コロナ ウイルス関係		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動維持の両立に向けた対応
	税財政・大 都市制度関 係	1	真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
		2	大都市税源の拡充強化
		3	国庫補助負担金の改革
		4	地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

		5	多様な大都市制度の早期実現
	個別行政分野関係	6	子ども・子育て支援の充実
		7	「GIGAスクール構想」実現に向けた制度の充実
		8	インフラ施設の長寿命化対策
		9	子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策
		10	システム標準化及びガバメントクラウド構築に対する指定都市への意見聴取等
		11	医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立
		12	脱炭素社会の実現
		13	学校における働き方改革の推進
		14	義務教育施設等の整備促進
		15	下水道事業における国土強靱化のための財源の確保
令和 4年度	新型コロナ ウイルス関係		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた対応
	税財政・ 大都市制 度関係	1	真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
		2	大都市税源の拡充強化
		3	国庫補助負担金の改革
		4	地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
		5	多様な大都市制度の早期実現
	個別行政 分野関係	6	子ども・子育て支援の充実
		7	「GIGAスクール構想」実現に向けた制度の充実
		8	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の課題の解決
		9	子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策
		10	脱炭素社会の実現
		11	ウィズコロナ・ポストコロナ時代における中小企業等の事業継続と前向きな取組への支援
		12	インフラ施設の長寿命化対策
		13	地域医療体制の維持に対する必要な財政支援
		14	義務教育施設等の整備促進
		15	下水道事業における国土強靱化のための財源の確保

(2) ②大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）に関する事項について

本要望は、大都市の財政需要に対応した都市税源の強化を図るため、毎年、税財政制度の改正に関して、指定都市市長・議長の共同要望としてまとめ、主に年末の国予算の編成や税制改正に向けて審議等が本格化する１０月から１１月に、関係府省及び政党に対し要望活動を実施するものである。

令和元年度～令和４年度における要望事項は以下のとおりである。

【令和元年度～令和４年度における要望事項】

重点要望事項

＜税制関係＞

- 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
- 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

＜財政関係＞

- 1 国庫補助負担金の改革
- 2 国直轄事業負担金の廃止
- 3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

要望事項

＜税制関係＞

- 1 消費・流通課税の充実
- 2 所得課税の充実（個人住民税）
- 3 所得課税の充実（法人住民税）
- 4 固定資産税の安定的確保
- 5 定額課税の見直し
- 6 税負担軽減措置等の整理合理化

＜財政関係＞

- 1 国庫補助負担金の超過負担の解消
- 2 地方債制度の充実

要望活動の進め方については、毎年幹事市の市長及び議長が例年１０月中下旬に政府及び政党への要望活動を行った後、指定都市市長会事務局による政府税制調査会及び経済財政諮問会議への要望活動を行うほか、各指定都市の議会で組織する税財政関係特別委員会により衆議院・参議院総務委員会及び政党等への要望活動を行っている。

本委員会においても、委員長が税財政関係特別委員長会議に出席した後、地元選出国会議員への要望活動を行うほか、各政党別に執り行われる指定都市行財政問題懇談会に委員が出席し、要望活動を行った。

引き続き国への要望活動を求めていくことが必要であるとともに、各要望項目の実現に向け、さらなる取組が求められる。

(3) ③大都市における税財政制度の研究について

指定都市では、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持や都市的課題などへの対応に要する土木費や民生費などの大都市特有の財政需要のほか、道府県から移譲されている特例事務があることから、一般市と比べ、人口一人当たり歳出額は大きくなっている。

一方で、道府県から権限移譲された大都市特例事務の財政負担については、歳出に見合うだけの歳入が税制上措置されていない状況であり、指定都市では、多額のインフラの整備が必要であることから、人口一人当たり地方債現在高も突出して高く、地方債償還額が大きくなるため実質公債費比率も高い水準にある。

更に、指定都市では大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、経常収支比率が高いなど厳しい財政状況となっている。

これらの背景から、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化など大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要とされており、本市においても、他の指定都市と共同で、その構築に向け、調査項目2をはじめとする国への要望を続けているところである。

本市の財政需要を支える自主財源の現状は、「指定都市移行や熊本地震に伴うインフラの復旧や被災者支援経費に連動した充当財源の増加等の影響により、平成29年度歳入決算総額は、平成20年度決算に比べ1,997億円の増(+92.8%)。歳入総額に占める自主財源の比率は、依存財源である国県支出金や市債の増加に比して市税の増加が緩やかであることから減少傾向であり、平成29年度決算においても対前年度▲2.3ポイント」となっており、また、他の指定都市との比較でも、「市民1人あたりの自主財源額は192千円であり、指定都市の中で最下位（自主財源総額も1,404億円で指定都市の中で最下位。指定都市平均3,547億円）。自主財源比率（普通会計）は33.2%。熊本地震関連の依存財源の増加等による押し下げ効果もあり、指定都市の中で最下位（指定都市平均50.9%）」（以上、令和元年9月27日本委員会説明資料より）という状況であることから、自主財源の確保に向けた取組が求められる。

自主財源の中心となる市税収入の確保に向けては、課税標準額、税率、収納率の3つの観点から対策の検討が必要である。

第1に、課税標準額については、市民1人あたりの所得や、法人・事業所の数、土地の価格などは、就労環境や都市構造等に影響されることから、「第7次総合計画」や「しごと・ひと・まち創生総合戦略」に基づき、「しごと」を中心に様々な自然減対策・社会減対策を講じ、生産年齢人口を確保していくほか、地場企業の支援や企業の誘致等、地域産業の活性化に取り組み、税源の涵養に中長期的な取り組みが必要である。

第2に、税率について、令和3年度から、都市計画税の税率が見直されたが、受益者負担、公平性を確保する観点から、使途の状況に関する丁寧な説明が必要である。

また、宿泊税等の法定外税など、新たな税の導入については、宿泊客等への影響や新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けている地域経済の状況を踏まえつつ、感染症収束後の経済の復興を想定した税制の将来像も描きながら、研究を進める必要があり、導入の前提として、大胆な行財政改革や収納率強化に向けた不断努力が求められる。

第3に、収納率については、これまでの様々な取組の効果も見られるものの、指定都市中の収納率（現滞計）は、平成29年度まで最下位、平成30年度17位、令和元年度19位など、低い状況にあり、その現状を受け止めた更なる対策が必要である。

(4) ④本市の指定都市移行の効果と課題に関する調査について

④本市の指定都市移行の効果と課題に関する調査に関しては、次の4点の項目に沿って検証を進めた。

- ④－1 財政状況に関する検証
- ④－2 権限移譲に関する検証
- ④－3 区役所機能に関する検証
- ④－4 都市イメージに関する検証

以下、各々の検証項目に沿って調査結果の概要を記載する。

ア ④－1 財政状況に関する検証

指定都市移行前の平成23年度と令和2年度の一般会計の比較では、決算規模は平成2

4年度の指定都市移行に伴う権限移譲による事業や平成28年熊本地震関連事業、新型コロナウイルス感染症関連事業などの影響により、平成23年度歳入2,704億円、歳出2,667億円に対し、令和2年度歳入4,549億円、歳出4,444億円と約1.7倍に増加している。

歳入のうち、市税は県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う個人市民税の税率の見直しや、収納率向上により平成23年度939億円に対し、令和2年度1,169億円と約1.3倍に増加。国県支出金は指定都市移行に伴う国・県道事業、熊本地震関連事業、県費負担教職員の給与負担等、新型コロナウイルス感染症関連事業などの影響により平成23年度625億円に対し、令和2年度1,951億円と約3.1倍に増加。譲与税等は指定都市移行に伴う財源移譲や、地方消費税率の改正などの影響により平成23年度109億円に対し、令和2年度287億円と約2.6倍に増加。市債は指定都市移行に伴う国・県道事業、熊本地震関連事業、臨時財政対策債などの影響により平成23年度317億円に対し、令和2年度372億円と約1.2倍に増加している。

また、歳出の目的別では、総務費が令和2年度の新型コロナウイルス感染症関連事業（特別定額給付金事業等）などの影響により平成23年度310億円に対し、令和2年度1,061億円と約3.5倍に増加。民生費が障害者自立支援給付費や施設型・地域型保育給付費などの影響により平成23年度1,096億円に対し、令和2年度1,437億円と約1.3倍に増加。土木費が指定都市移行に伴う国・県道事業や、熊本地震関連事業（被災者住宅支援事業等）などの影響により平成23年度276億円に対し、令和2年度420億円と約1.5倍に増加。教育費が県費負担教職員の給与負担等の権限移譲や教育の情報化推進事業などの影響により平成23年度226億円に対し、令和2年度649億円と約2.9倍に増加している。

性質別では、人件費が県費負担教職員の給与負担等の権限移譲や会計年度任用職員制度導入などの影響により平成23年度483億円に対し、令和2年度852億円と約1.8倍に増加。扶助費が障害者自立支援給付費や施設型・地域型保育給付費などの影響により平成23年度759億円に対し、令和2年度1,060億円と約1.4倍に増加。普通建設事業費が指定都市移行に伴う国・県道事業や、熊本城ホール整備事業などの影響により平成23年度319億円に対し、令和2年度402億円と約1.3倍に増加。物件費が熊本地震関連事業や新型コロナウイルス感染症関連事業などの影響により平成23年度282億円に対し、令和2年度407億円と約1.5倍に増加。補助費等が令和2年度の特別定額給付金事業などの影響により平成23年度175億円に対し、令和2年度946億円と約5.4倍に増加している。

市債残高は、通常分が平成23年度2,238億円に対し、令和2年度2,204億円と概ね2,000億円から2,200億円の範囲で横ばいで推移している。平成28年熊本地震分の市債残高は平成28年度243億円に対し、令和2年度657億円に増加。臨時財政対策債は、平成23年度743億円に対し、令和2年度1,987億円と約2.7倍に増加している。財政調整基金残高は、平成23年度113億円に対し、令和2年度37億円と熊本地震関連事業及び新型コロナウイルス感染症関連事業等の財源として取崩したことにより減少した。

健全化判断比率のうち将来負担比率については、概ね120%台の横ばいで推移しており、実質公債費比率については平成23年度11.8%に対し、令和2年度は6.0%と改善傾向にある。

イ ④－2 権限移譲に関する検証

指定都市移行に伴い、法令に基づき移譲される事務権限や国の要綱・通知等に基づき県から市へ移譲される事務権限など、317事務（1,592項）の事務権限が県から本市に移譲された。指定都市移行に伴う権限移譲により、人件費も含め約515億円の歳出が増加した一方で、歳入面では税源移譲を含め551億円の収入増につながっている。

権限移譲により、市による主体的な都市計画決定が可能となる、こころの悩みなどの専門的な相談を市の施設で行うことが可能となり、市民サービスが向上する、また、教員の採用人数を独自に決定できるなどの成果が見られている。

ウ ④－3 区役所機能に関する検証

区役所は、各個別の法律や熊本市区の設置等に関する条例、規則などの規定に基づく事務権限を有しており、区民部、保健福祉部の2部体制で組織され、5区合計で、1,100名を超える人員体制を有しており、これらの組織・人員体制については平成29年度に出張所再編とまちづくりセンターの設置、令和3年度に土木センターを区役所組織への移管、また、農業振興課や税務課について専門性の確保等の観点からの改編が行われてきた。

平成24年度の区役所の設置により、障がい者手帳の交付や、生活保護の申請など、これまで市役所に行かなければできなかった手順のほとんどが区役所窓口でできるようになったほか、保健部門と福祉部門の連携による総合的な相談支援や、税務関係の手続のほか、様々な行政サービスについて、一体的に提供することができるようになった。

また、各区においてはまちづくりビジョンを策定し、目指す区の姿を定め、平成25年度には区の特性を生かしたまちづくりを推進するためのまちづくり推進経費を予算化し、活用する（平成25年度～令和2年度5区合計で約6億6,000万円）などの取組が実施されるようになった。

そうした中、平成26年に開催された、区役所等の在り方に関する検討会において、まちづくり推進に関して、地域住民のニーズや課題等に関する情報共有と適切に市政に反映するための仕組みが整っていないなど、また、市民窓口サービスに関して、本庁主務課と区役所の連携不足、区役所の開庁時間に手続に来ることができないとの市民の声があるなどの御意見が寄せられた。

こうした課題に対し、まちづくり推進に関しては、まちづくりセンター設置と出張所等の再編、区・局の連携強化などの対応を、また、市民窓口サービスに関しては、窓口改革やマイナンバーカードの普及にこれまで取り組まれている。

まず、まちづくりセンター設置と出張所等の再編については、平成29年度に出張所を再編し、まちづくりセンターの設置、地域担当職員の配置がなされ、令和元年度には、地域担当職員を49名から6名増員し、55名体制とするなど、人員体制の強化が図られている。

地域担当職員は、積極的に地域に飛び込み、市民の皆様の相談窓口、地域ニーズの収集を行うなど地域コミュニティ活動の支援を行っており、平成29年度～令和3年度までの期間における活動件数は6万4,744件、5,657件の要望相談を収集している。

要望相談の内訳として大きいものは、順に都市づくり・景観・公園（1,703件）、地域活動全般（1,199件）、環境・緑化（1,100件）であり、空き地や空き家の除草、樹木の剪定依頼や地域の担い手不足についての御相談、道路や街路灯に関する要望などが多く寄せられている。

区・局の連携強化についても、まちづくりセンターの設置と同時に、平成29年度から、地域担当職員が地域から収集した要望・相談、課題を解決に導くための地域ニーズ反映の仕組みを整備し、区と局が連携して取り組んでおり、これまで（令和4年6月28日本委員会開催時点）に延べ98件、約11億円が予算化されている。

予算化されたものの分野別では、教育施設等整備が約4億3,500万円、コミュニティ関連施設等整備が約5億6,600万円、道路整備等が約6,400万円、その他が約

5, 700万円となっている。また、協議の結果、対応しないと判断されたもの（29事業）のほか、引き続き調整すると判断されたものがある。

次に、窓口改革については、区役所、総合出張所において、「早い窓口」、「優しい窓口」、「均一で正確な窓口」の3本柱で市民、職員の双方にとって、「Win-Winな窓口」を目指した取組が進められ、書き方ガイドや繁忙期対策チームの導入による平均待ち時間の短縮のほか、幸田総合出張所のレイアウト変更、待ち状況がわかる発券機、届出ナビシステムの導入などの窓口改革を進めてきている。

そして、マイナンバーカードについても、ICTを活用した行政手続の基盤となるものとして、本市はその普及に力を入れており、企業への出張申請やコンビニでの証明発行手数料の減額、国の実施するマイナポイント事業についてその広報やポイント付与操作の支援などの取組を行っている。マイナンバーカードの普及が進むにつれ、コンビニエンスストアでの証明発行も増えてきている状況にある。

このほか、持続可能な地域活動を行っていくための地域の担い手育成、地域活動のすそ野の拡大及び地域におけるICT化についても今後の課題として求められるところである。

また、窓口改革やマイナンバーカードの普及といったこれまでの取組により、待ち時間の減少、区役所に足を運ばなくても証明書が取得できるなどの成果が見られるものの、本市の第7次総合計画に関する市民アンケート調査では、区役所で行っている業務や手続について満足されている市民は約半数にとどまっており、今後のさらなる取組が求められる。現状としては区役所や総合出張所には多くの利用者が訪れられており、待ち時間も発生していることから、ICTを活用した窓口サービスの推進やマイナンバーカードの取得率向上に関する更なる取組が求められる。

エ ④-4 都市イメージに関する検証

平成24年の指定都市移行後、本市の人口の社会増減は、平成27年、平成28年、令和2年を除き転入増となっており、同じ指定都市の北九州市や九州新幹線沿線の鹿児島市と比べ、相対的に転入増加傾向を維持している。また、UIJサポートデスク等を介した就業者数は増加傾向にあり、さらに本市の第7次総合計画に関する市民アンケート調査では、本市に住み続けたい市民の割合が平成23年度73.2%に対し令和3年度76.9%と増加傾向にある。

また、企業立地件数は平成24年以降毎年10件を上回っており、令和3年度は過去最多の20件を記録している。特にオフィス系企業の立地件数は、指定都市移行前（平成20年度～平成23年度平均）に比べ約4倍となっており、南区の城南工業団地では、15企業のうち指定都市移行後に11企業が入居している。

そして、宿泊者数についても、一部で平成28年熊本地震による減少は見られるものの、近年増加傾向にあり、令和元年には、ラグビーワールドカップや女子ハンドボール世界選手権等の国際大会が開催されたことで、外国人宿泊者数は過去最高の約34万人となった。令和4年度には、全国都市緑化くまもとフェアや第4回アジア・太平洋水サミットといった国際的な会議等の誘致に成功している。

こうしたことから、移住・定住、企業立地そして交流人口の観点から、指定都市移行は、本市の都市イメージに一定の良い効果を与えているものと考えられる。

しかしながら、移住・定住の観点では、本市の人口動態は、県内及び福岡県を除く九州からの転入超過である一方で、関東、近畿、福岡県への転出超過が続いており、特に若い世代でその傾向が顕著であることから、若い世代が住みたいと感じる地域の魅力向上を図るとともに、しごとを熊本で選ぶことができるよう、今後も引き続き地場企業を知る機会の創出などに取り組む必要がある。

また、指定都市は、20市いずれも自然減の状況に陥っていることから、充実した医療環境や教育環境、安心・安全なまちなど、本市の強みを効果的に打ち出した、都市ブランディングを戦略的に行い、社会減を抑制することで、大都市としての活力を維持していく必要がある。

企業立地の観点では、企業の進出先となる産業用地の確保が難しく、製造業、物流系企業の進出がなかなか進まない状況にある中、世界最大の半導体受託製造企業であるTSMCの県内進出を受け、令和3年度は県内への半導体関連企業の進出が過去最多を記録している。この流れを本市へ呼び込み、本市の経済発展につなげることが大きな課題である。

そして、交流人口の観点においても、指定都市移行による一定の効果は見られつつも、コロナ禍の影響により、令和2年の宿泊者数は対前年比で100万人以上減少し、令和3年度もコロナ禍前の状況には回復はしていないという現状である。熊本城を軸に周遊を行う着地型旅行の発展や、官民連携による国際大会等に関する都市としての受入体制を更に強化していくことで、入込数、宿泊者数を感染症流行前、またそれを超える水準まで引き上げていくための戦略的な誘致を展開していく必要がある。

(5) まとめ

近年における社会経済情勢の変化に伴い、指定都市では、社会保障制度の充実・向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどるほか、道府県から移譲されている大都市特例事務に対する財政需要があり、加えて、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、近年、全国的に多発する大規模災害からの復旧・復興の取組、防災・減災、国土強靱化対策の一層の推進、原油価格・物価高騰への対応などにも多額の費用を要しており、その財政運営は極めて厳しい状況に置かれている。

本市においても、平成24年度に県から317の事務権限が県から移譲され、その後の地方分権改革等に伴って大都市特例事務は増加を続けており、こうした権限移譲による事業や平成28年熊本地震関連事業、新型コロナウイルス感染症関連事業などの影響により、令和2年度の決算規模は、指定都市移行前である平成23年度と比べ、約1.7倍に増加している。

本市をはじめとする指定都市においては、このような状況の中でも引き続き、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の持続的な成長やデジタル技術を活用した地方創生の一層の推進、SDGsの達成に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たすことが求められており、併せて、長期化する新型コロナウイルス感染症や今後の感染症危機に備えた対応、脱炭素社会の実現、少子・高齢化対策、都市の活性化、社会資本の長寿命化等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要がある。

そのためには、国・都道府県・市町村の役割分担や事務権限を明確にした上で、適切な財源が措置されることが重要であり、真の分権型社会の実現に向け、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲により税源配分の是正を行うなど、地方税財源を拡充強化するとともに、増大する財政需要に対応し、自主的かつ安定的な財政運営を行うため、国の歳出削減を目的とした安易な地方交付税の削減等を行うことなく、必要な地方財源の総額を確保し、都市税源の拡充強化を図ること等により、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要である。

こうした大都市の実態に即応した税財政制度の確立については、引き続き国に対して要望を続けていくことが必要であるとともに、その実現に向けた要望手法については、今後、他の指定都市とさらに協議を深めていくことが必要である。

また、県との関係では、権限移譲により、本市による主体的な政策決定が可能となる等

の成果が見られ、今後も積極的な姿勢が望まれる。なお、今後の協議にあたっては、財源から移譲後の効率的な運用方法に至るまで、十分に精査の上で臨むことが必要である。

加えて、本市においては、こうした大都市共通の課題のほか、指定都市の中でも、とりわけ乏しい状況にある自主財源率の向上に向けた対策が必要となる。

今後、数値目標を有した具体的な計画に基づく進捗管理、滞納額圧縮のための県市町村協議会による組織的対応など、様々な取組について検討し、収納率の向上を図るほか、宿泊税等の新たな税や、媒体広告料、ネーミングライツ等の広告事業等の税以外の自主財源確保策についても、前向きな研究を進めていくことが必要である。

一方、本市では、指定都市移行により、対外的な都市イメージ向上等、様々な効果が得られている。今後も、引き続き本市の強みを効果的に打ち出した戦略的な都市ブランディングが求められる。

また、市内部においては、指定都市移行後、区役所のまちづくりセンター、地域担当職員により、地域課題やニーズの積極的な収集が強化され、各区の特性を生かしたまちづくりが推進されることとなった。

しかしながら、本市が行った市民アンケート調査では、区役所のまちづくり活動を身近に感じる市民は3割程度に留まっている。現状として、まちづくりセンターや地域担当職員が把握した地域課題やニーズを、各局や担当部署と連携し、情報の共有化を図り、課題解決する仕組みについては、いまだ改善の余地が残されており、今後、さらなる取組が求められる。

以上、本市をはじめとする大都市が、今後も、中枢都市として、圏域そして日本全体を牽引する役割を担いつつ、様々な重要施策を積極的に推進していくためには、その実態に即応した税財政制度の確立に向けた、国政への力強い働きかけが、引き続き求められる。また、指定都市移行後10年を経過する中、これまでも執行部による様々な取組が鋭意行われてきたところであるが、未だ区政導入の効果が市民に十分に行き届いているとは言えない現状に鑑みれば、今後、地域課題に関する情報共有の在り方や解決手法について、執行部における、より一層の取組が求められる。

(了)